

フォルツァ

弁護士 山田陽彦 通信 第11号

フォルツァはあなたを応援します

■労務管理 Q & A

～労働審判が多くなりました。提起されれば迅速な対応を！～

■特集 公正証書について

～公正証書を作成するメリットは？作成上の注意点は？～

■事例研究 I

～行方不明者にどのように意思を通知すれば良いのですか？～

■遺産分割についての基礎知識

～遺産分割についてよくある質問をまとめました～

旧年中は、公私に亘りご好誼、ご厚情を賜り、誠に有り難うございました。本年も何卒宜しく御願ひ申し上げます。

昨年には、自民党政権が発足し、従来の施策からの方針転換がおこなわれるとされデフレ脱却に向けた取り込みが現実味を帯びたものとなるのか、夏の参議院選挙以降の経済情勢が気がかりであります。誰が特をするか損をするかではなく、日本経済が持続的に経済成長を図っていくことができるような礎を築いていただきたいと願います。

さて、当職も弁護士を開業し、今年は一三年目となります。この間、数多の事件を経験して研鑽を重ね、事務所を設立し、サービスの充実に取り組みで参りました。四〇歳を超え、人間に深みを持たせ、法的助言に二層の重みを持たせるために、歴史や文化などにも興味を持ち、自己研鑽に努める一年としたいと考えております。また、事務所の所属スタッフも増員を図り、皆様に対するサポート体制を充実させる考えであります。事務所スタッフ一同精一杯に取り組みしますので何卒宜しく御願ひいたします。

新春とはいえ厳しい寒さが続きますのでご健康にはくれぐれも御留意くださいませ。

弁護士 山田陽彦

謹賀新年



弁護士 山田陽彦

〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番15号
 マルイト平野町ビル3階
 TEL.06-6226-9117 FAX.06-6226-9118
 E-mail : yamada@kiyo-law.com

遺産分割についての基礎知識



Q1 法定相続分と異なる分割は合意できますか？親権者は未成年の子を代理して分割協議できますか？

A1 相続人の協議による遺産分割であれば相続分と異なる分割をすることができますが、**法定相続人の全員一致が必要**です。遺言がある場合もこれと異なる分割をすることは全員の同意があれば可能です。なお、法定相続人とは、ある人が死亡した場合に法律が定めている相続人の範囲であり、法律が順位付けをしています。夫が死亡して妻と未成年の子供がいる場合、母は子の代理をすることはできず、**子のために家庭裁判所で特別代理人を選任しなければなりません。**

Q2 行方不明の相続人がいるときの協議はどうしますか？

A2 行方不明者といえども無視をすることはできず、**家庭裁判所で不在者財産管理人を選任**してもらう必要があります。選任された不在者財産管理人が当事者として遺産分割協議に参加することになります。また、一定期間生死が不明になって法律の定める要件を充たす場合は**家庭裁判所で失踪宣告手続**をおこなう方法もありますがこの場合は行方不明者の死亡を見なすためその相続人を交えた遺産分割協議をおこなうこととなります。

Q3 「笑う相続人」という言葉を聞いたことがあります。これは度言う意味ですか。

A3 民法は法定相続人の範囲を規定しておりその順位は形式的に決められます。そのため、遙か昔に絶縁して行方も分からない親族であっても相続権を取得します。**これまで何らの接点もなかったのに相続権だけ取得**することを捉まえてそのような表現が用いられています。勿論、財産には、プラス財産だけではなくマイナス財産も存在するので、故人に借金があった場合は笑う相続人はその借金の分担も負う結果となるので、決して特をする場面ばかりではないことに留意ください。

Q4 遺産分割の協議書の作成はどうしたら良いですか。

A4 後日の紛争を防ぐために協議書を作成して下さい。全員の署名捺印が必要となります。**印鑑登録印による押印及び印鑑登録証明書**の添付が望ましいです。不動産が遺産にある場合、登記手続に必要な書類が存在します。一度の協議で諸手続を完了させたいような場合は、事前に法律家に相談して予め必要な書類の準備をおこなううえで相続人による協議をおこなうことが必要です。

Q5 全員の同意が得られない場合どのように解決したら良いですか。

A5 まずは**法律家に相談**するのが良いでしょう。同意を促すための文書作成の工夫などを指導してくれます。また、**家庭裁判所に調停**の申立をおこない、調停委員という第三者に介入してもらうことにより適切な紛争解決を期すことができます。調停は当事者でおこなうことは可能です。しかし、財産の評価方法について意見の対立がある事案や不動産の分割方法について意見がまとまらない事案や遺留分や寄与分が問題になる事案など、**相続問題は法的にも奥が深い分野**です。また、**裁判所の裁量により決定される領域が比較的多い**という特徴もあります。そして、会社の株式の相続などが含まれる場合は当面の会社の運営自体に影響を及ぼすことがあります。専門的な知識を正しく行使することが必要です。

Q6 相続税の申告は必ずしなければいけないのですか。

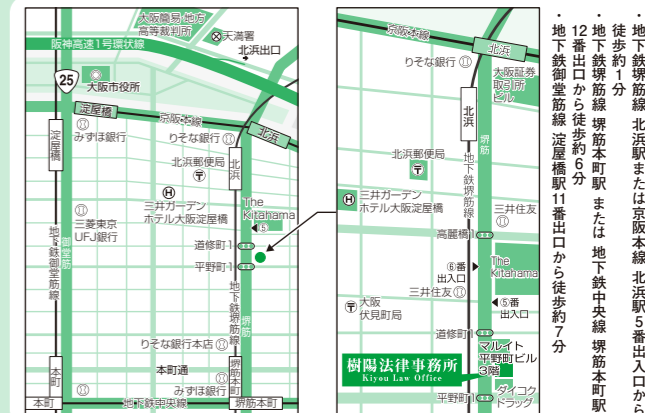
A6 遺産は原則として課税の対象となりますが、**相続税は相続額が一定額を超えた場合に申告して納税**することとなっています。例えば、相続税には基礎控除があり5000万円プラス法定相続人×1000万円までは相続税がかかりません(近い将来に3000万円プラス法定相続人×600万円に減額される予定です)ので、申告する必要はありません。また、配偶者には相続税軽減措置があり、法定相続分相当額(その額が1億6000万円に満たないときは、1億6000万円)までは非課税となります(**申告は必要**)。

Q7 相続税の申告をしないとどうなるのでしょうか。

A7 相続税の申告は、被相続人の住所地の所轄税務署にすることになっており、申告期限は「その相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内」であり、税の納付は申告書の提出期限日までが原則です。**期限までに相続税の申告をしなかった場合には税務署から調査のうえ決定の通知**があります。この場合には徴収額に対して**無申告加算税、延滞税、場合により重加算税**がかかります。そのため、時間を要する場合(相続財産が複雑で調査や評価に時間がかかる場合など)には、未分割である旨を記載した書類を申告書に添付して法定相続分で申告することになります。

業務案内 詳細はホームページ(<http://kiyo-law.com/haruhiko-yamada.html>)をご覧ください。なお、過去の情報誌も掲載しております。

- | | |
|--|---|
| 【労働】
労務管理全般
(各種規定類の作成等を含む) | 【民事】
境界確定業務・不動産取引
債権回収・建築紛争・交通事故 |
| 【商事】
企業法務一般
(各種契約書類の作成等を含む) | 【家事】
相続・遺言・遺産分割・離婚・離縁・
少年事件 |
| 【倒産処理】
破産・債務整理・民事再生 | 【刑事】
捜査段階及び起訴後段階の弁護
活動 |



LAWYER HARUHIKO YAMADA 3F/MARUITO HIRANOMACHI-BLDG. 1-8-15 HIRANO-MACHI CHUO-KU OSAKA 541-0046 JAPAN
 TEL.06-6226-9117 FAX.06-6226-9118

労働審判制度の運用状況はどうなっていますか？
制度実施後暫く経ちましたが最近の状況を教えてください。

労働審判制度は、個別の労働紛争について、裁判所が迅速に解決案を提示し紛争解決を目指す制度です。個別の労働紛争を対象とするため、労働組合が直接の当事者となる事案は取り扱われません。労働審判は、原則として、3回の審理を以て事件解決を図る制度であり、約2〜3ヶ月程度で終了しているのが現状です。私は、使用者側の立場で労働事件を扱っておりますが、労働審判制度は、いろいろな面で会社には辛い制度です。きちっと対応するほど大変な制度という言い方が分かりやすいかもしれません。労働者の方は、時間を十分にかけて自分の都合の良いタイミングで裁判所に申立をおこなうことができますが、受けて立つ会社側は、いきなり裁判所から書類が来て、かつ答弁書の提出期限が2週間先ぐらいに指定されます。通常の訴訟とは異なり、答弁書において、基本的な主張を全て終える必要があります。この作業が大変であり、弁護士だけが頑張っても駄目で、会社と弁護士が組織的に連携し答弁の準備をおこなう必要があります。いかに分かりやすく事件像を裁判所に限られた時間で伝えるのか、このことを常に考えています。審理回数は原則として3回ですが、1回目までに提出された書面だけで裁判所は事件の大筋の見立てをおこない、1回目の審理では、裁判所が幾つかの疑問点を指摘し、それに当事者らが

どのように答えるかを見定め、心証を形成し、遅くとも2回目までには、裁判所の解決案が示されます。いかに、答弁の準備が大切か、1回目の審理のための想定問答等の打ち合わせが大切か、ということ。労働審判制度は、訴訟とは異なり厳密に証拠に基づいた事実認定をおこなう制度ではため、会社の主張の筋道が見えやすい事案では有利に働きますが、筋道を示すには個々の立証の積み重ねが必要という事案では不利にはたります。後者の場合、訴訟手続に切り替えて長期戦で会社の主張を通すのか、会社の主張を通すことは困難であるが労働審判制度メリットである早期解決の実を取り前向きな意味での妥協をおこなうて事件処理をおこなうのかの判断を会社に行っていたら、必要となりません。事案の解決が難解な事案については、当初の答弁を最低限に止め、訴訟での解決を希望する旨を裁判所に述べれば、訴訟手続に移行してくれる場合があります。訴訟手続に移行した場合に、時間や労力を多く要することになるのは会社側だけではありません。労働者側も時間や労力を多く要することになります。訴訟手続に移行するとなれば、実は労働者側も嫌だということになります。労働事件というのは、「体力勝負」という特徴があります。時間、労力、費用をどれだけ費やすことができるのか、その事案解決

に白黒をつけることに会社としてどこまでの意味を有するのか、といった判断をおこなうことが必要であり、担当弁護士との間で認識を共有する必要があります。このあたりの労使の駆け引きが事件の着地点を模索するうえで大変重要ということをお分かりいただきたいと思えます。なお、労働審判へ対処法として、要点だけに絞った簡潔な答弁書を提出しておき、1回目の期日に多くの関係者を連れていってそれら証人に対する裁判所からの質問に答えていく形で裁判所の心証形成に資するという方法もあると考えます。この方法はある意味では裁判所の関心を引き出すことを可能とし、それに対して2回目の期日に提出する書面に力を入れるという観点です。しかし、この方法は、裁判所からの質問に万全に答えることができるように事前の十分な練習が不可欠であり、切り返しの上手い関係者は対応可能ですが多くの一般人は対応が難しいのが現状です。やはり、1回目に提出する答弁を充実したものとすように弁護士と連携した準備をおこなうことが懸命と考えています。労働審判の申立書が来れば速やかに弁護士に依頼することを心掛け下さい。



当事者の合意があつて成立するものである。債権の成立自体について紛争になつていない場合は、公正証書に至らず、判決書に依存せざるを得ないことになりません。よって、公正証書は、現時点において揉めてはいないが将来に不履行になつた場合に直ちに強制執行による差押えをおこなうことに備えるという場面において有用となるわけです。公正証書は、公証役場にいる公証人により作成ができません。公正証書には複数の公証人がおられますが、それぞれ各自が独立しており、各人が個人事業者のような立場であられます。公証人は、元裁判官や元検察官の方などが多くおられ法律に精通された先生が就任されています。一見親切ではありますが、役所的体質は否定できません。公正証書に基づいて差押えをするには「送達証明手続」を完了する必要があります。送達証明手続を受領した時点です。送達完了できたと誤解しがちです。いざ強制執行をしようとして送達証明を取ろうとしてもその時点では行方不明になつて公正証書が水の泡になることがあります。公正証書を作成したときはその時点で「送達証明手続」を同時におこなうように心掛けてください。このことは公証人は教えてくれないことがあるので作成される時は是非とも御注意を御願ひしたいと思います。

特集 公正証書について

「公正証書」という言葉をお聞きになつたことがあると思います。「頼りになりますね 公正証書」といった見出しのご高齢のご婦人のポスターが目につかぶ方々も多いのではないのでしょうか。しかし、現実には、公正証書の作成を完了するには、一般の方々の対応だけではなかなか大変であり、正しい法的知識が求められています。

公正証書には、遺言公正証書、任意後見契約公正証書、金銭の貸借に関する契約や土地・建物などの賃貸借に関する公正証書、離婚に伴う慰謝料・養育費の支払に関する公正証書並びに事実実験に関する公正証書などがあります。

公正証書は、法律の専門家である公証人が公証人法・民法などの法律に従つて作成する公文書です。公文書ですから高い証明力があるうえ、債務者が金銭債務



の支払を怠ると、裁判所の判決などを待たないで直ちに強制執行手続に移ることができず、すなわち、金銭の貸借や養育費の支払など金銭の支払を内容とする契約の場合、債務者が支払をしないときには、裁判を起して裁判所の判決を得なければ強制執行をすることができませんが、公正証書を作成しておけば、裁判を経なくとも、執行手続に入ることで済みます。このことを分かりやすく説明しますと、日本の法律では債権の回収をおこなう場合に、相手方が任意に払つてくれないときであっても、自力で相手の財産を奪うことを禁止しております。このことを「自力救済の禁止」といいます。そのため、民事執行法という法律に基づいて債権の回収を必要があるので、単に契約書や請求書があるだけでは他人の財産を差押え等おこなうことができず、いわば、その内容が公的に確認されたものにレベルアップされることが必要なのです。その最たる例が、裁判所の判決書や和解調書です。裁判を経て裁判所が内容を確認したことにより、強制執行を実施するだけの問題のない債権であることのお墨付きが得られたので、他人の財産を差押え等することができるといふことです。このお墨付きを得る方法に、裁判を経ないルートとして、「公正証書」が存在するわけです。もつとも、公正証書は

事例研究Ⅱ 行方不明者に対する意思表示について

【事例】
A 弊社は建物がある個人に貸してします。しかし、借主は、最近連絡が全く取れない状態となり、賃料の支払いも滞っております。郵便受にも古い書類が溜まっていてどうも住んでいないようです。勝手に室内に入って中の動産類を撤去して明け渡しを強行しても良いのでしょうか。
B 弊社の従業員が突如として会社に来なくなり連絡もつかなくなりました。解雇手続をおこないたいのですがどのようにして言い渡せば良いのでしょうか。

【解説】
行方不明者を相手にした諸手続の実施は非常に厄介なものです。その原因は、「意思表示」というものは、法律が認めた例外を除いて、相手方に到達して初めて効力を持つと考えられているからです。これを「到達主義」といいます。Aの場合、家主は賃貸借契約を解除したいわけですが、解除の意思表示が相手方に到達しないという問題になります。また、本誌の公正証書のコラムで指摘したように自力救済が禁止されているため勝手に他人の財産を撤去することは違法であり許されません。このような場合、裁判所に訴訟を提起し、「公示送達」の手続を実施することになります。公示送達は、裁判所に訴状が掲示されることにより、相手方に送達されたものと

同じ法的効果をもたらすものであり、獲得した判決書に基づいて強制執行手続にも入っていくことを可能とし、居室内の動産類を適法に撤去することができ、換価性のある動産があればそれを売却することにより未収賃料の回収をおこなうこともできます。このような法的手続を取っておけば後日に本人が顕れて「大切な物が居室内にあったが無くなった。弁償して欲しい」と文句を言われても、法的に対処したことを説明することにより対応することが可能です。

Bの場合ですが、行方不明者に対する意思表示の方法として、「公示による意思表示」の制度が存在します。これは、訴訟手続をおこなうまでもなく、簡易裁判所において手続をおこない、相手方の最終の住所等を管轄にする市役所等の役所に意思表示が掲示されることにより、意思表示が到達されたとみなすことができる制度です。会社の就業規則において、行方不明者は解雇したものとみなすという規定を設けている場合があり、法的には効力はありません。後日に犯罪等を犯した場合でも、公示による意思表示をおこなうことによって会社とは関係のない人物であるとしてその手続の時点で切り離すことができることとなります。

